

総務常任委員会会議録

目次

【再 開】	4
陳情第 7 号 地方都市・矢板が生き残る戦略提言（継続）	4
陳情第 8 号 『矢板市庁舎整備基本構想（案）・令和 7 年・矢板市』の内容修正等に 関する提言（継続）	5
陳情第 9 号 矢板市の都市構造を再編し胸を張って 30 年後に引き継ぐ都市中心核構想 （仮称）の提言（継続）	6
陳情第 16 号 「市民と市長の懇談会等の公正な運用及び進行管理に関する条例」の制 定について（提言）（継続）	7
委員長報告	9
散 会	9

1 日 時

令和 8 年 9 月 1 0 日（木）午後 2 時 1 9 分～午後 2 時 3 9 分

2 場 所

第 2 委員会室

3 出席委員（7名）

委員長	石	塚	政	行				
副委員長	渡	邊	英	子				
委員	齋	藤	典	子	宮	本	莊	山
	佐	貫	薫		石	井	侑	男
							関	由紀夫

4 欠席委員

なし

5 説明員（6名）

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 総合政策部（1人） | (4) 総務人事課（2人） |
| ①総合政策部長 村上治良 | ①総務人事課長 加藤清美 |
| (2) 総合政策課（1人） | ②行政担当 吉田佐江子 |
| ①総合政策課長 星宮良行 | (5) 財政課（1人） |
| (3) 秘書広報課（1人） | ①財政課長 矢板 洋 |
| ①秘書広報課長 清水ゆう子 | |

6 担当書記 橋本幸江 山下友太郎

7 付議事件

陳情第 7 号 地方都市・矢板が生き残る戦略提言（継続）

陳情第 8 号 『矢板市庁舎整備基本構想（案）・令和 7 年・矢板市』の内容修正等に関する提言（継続）

陳情第 9 号 矢板市の都市構造を再編し胸を張って 30 年後に引き継ぐ都市中心核構想（仮称）の提言（継続）

陳情第 16 号 「市民と市長の懇談会等の公正な運用及び進行管理に関する条例」の制定について（提言）（継続）

8 会議の経過及び結果

【再 開】

○委員長（石塚政行） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、去る9月4日に延会した総務常任委員会を再開する。

（14：19）

○委員長 この委員会に付託され、継続審査となっている、陳情第7号から陳情第9号まで及び陳情第16号についてを議題とする。

陳情第7号 地方都市・矢板が生き残る戦略提言（継続）

○委員長 始めに、陳情第7号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

○齋藤委員 今回の陳情だが、矢板市の将来を考えて提案しているのは評価するが、提案内容をすべて実現するには、多くの財源・人員・時間が必要だと思う。それぞれの施策について、優先順位を付けなければならないと思うので、採択することは適当ではないと思う。

○宮本委員 矢板市では総合戦略が始まったばかりで、色々と検討しながら、立派な計画の元、進み始めた中で、この陳情には総合戦略に対する比較や検証が盛り込まれていない感じがする。そのような中で、このまま採択というわけにはいかない。

○関委員 やはり財源・人員・時間が必要だと思うので、不採択でお願いしたい。

○佐貫委員 陳情の提出要件だが、これまでも一陳情一案件で陳情者の方をお願いしてきた経緯があるが、その観点から言うと、この陳情は内容が相当多岐に渡っているので、手続き論的に採択ということにはならない。また、陳情の中身だが、ヒ

ト・モノ・カネの観点から鑑みたとき、提言としては受け入れるが、陳情として採択するのはまた別問題である。以上の理由から、不採択とさせていただきたい。

○石井委員 先ほどの意見にもあったが、矢板市は総合戦略に則って事務事業を推進している中で、もし採択すると、現場に難しい問題が逆に出てきてしまうと思うので、不採択でお願いしたい。

○副委員長（渡邊英子） 私も、職員の皆さんが頑張りながら総合戦略がスタートしたばかりなので、それに対してマイナスになることはしたくないので、この陳情は認められない。

○委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (14:24)

○委員長 会議を再開する。 (14:24)

これより採決する。陳情第7号を採択しないことに賛成する委員の起立を求める。

(起立全員)

○委員長 起立全員である。

したがって、陳情第7号は不採択とすることに決定した。

陳情第8号 『矢板市庁舎整備基本構想（案）・令和7年・矢板市』の内容修正等に関する提言（継続）

○委員長 次に、陳情第8号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

○石井委員 先ほどの陳情の不採択の理由でも申し上げたが、もし採択すると、現場に難しい問題が出てきてしまうと思うので、不採択でお願いしたい。

○佐貫委員 先ほどと同様に陳情の提出要件だが、これまでも一陳情一案件で陳情者の方をお願いしてきた経緯があるが、その観点から言うところの陳情は内容が相当多岐に渡っているので、手続き論的に採択ということにはならない。

○関委員 こちらも財源・人員・時間が必要だと思うので、不採択でお願いしたい。

○宮本委員 議員も参加して作成された基本構想案だが、陳情書を見ると内容を間違えて認識されていると思われる部分がある。そのような中で、この基本構想案を重く受け止め、進めていくのが議会の役目だと思っているので、採択ではなく、不採択でお願いしたい。

○齋藤委員 庁舎整備は多額の財政負担が発生する。今後のまちづくりにも大きく関わると思うので、不採択でお願いする。

○副委員長 庁舎整備基本構想はまさに進めているところなので、陳情を見るとそれを受け入れてどうこうするものではないと思うので、不採択で。

○委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (14:29)

○委員長 会議を再開する。 (14:29)

これより採決する。陳情第8号を採択とすることに反対する委員の起立を求める。

(起立全員)

○委員長 起立全員である。

したがって、陳情第8号は不採択とすることに決定した。

陳情第9号 矢板市の都市構造を再編し胸を張って30年後に引き継ぐ都市中心核構想 (仮称)の提言(継続)

○委員長 次に、陳情第9号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

○齋藤委員 まだ検討段階ということで、具体的な方向性は決まっているわけではないので、不採択で願います。

○宮本委員 先ほど齋藤委員が言ったように、具体的にまだ決まっていないうえに、批判している内容も含まれているので、議員として採択というわけにはいかない。

○関委員 国と県の調整などクリアすべきハードルは高いと思うので、不採択で願います。

○佐貫委員 先ほどと同様に陳情の提出要件だが、これまでも一陳情一案件で陳情者の方にお願ひしてきた経緯があるが、その観点から言うところの陳情は内容が相当多岐に渡っているので、手続き論的に採択ということにはならない。

○石井委員 30年後は近未来かもしれないが、そこまでの構想を必要とするかどうかということも含めて、私はこの陳情は不採択で良いと思っている。

○委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (14:33)

○委員長 会議を再開する。 (14:33)

これより採決する。陳情第9号を採択とすることに反対する委員の起立を求める。

(起立全員)

○委員長 起立全員である。

したがって、陳情第9号は不採択とすることに決定した。

陳情第16号 「市民と市長の懇談会等の公正な運用及び進行管理に関する条例」の制定について(提言)(継続)

○委員長 次に、陳情第16号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

○石井委員 もうすでに開催しているが、公正な運用及び進行管理に関する条例の制定を求める陳情であるが、私は今の状況を見て、条例の制定は必要ではないと思う。

○佐貫委員 提言としては受けるが、陳情としては採択にはならない。

○関委員 石井議員が言ったとおり、私も不採択でお願いしたい。

○宮本委員 私もよもやまミーティングにはかなり出席をしているが、決して聞きっぱなし言いっぱなしということはないと私は思っている。そのような中で、実施できるものはすぐ対応している状況なので、あえてここで条例を作ると、型にはまったようなミーティングになってしまうと思うので、不採択の考えである。

○齋藤委員 市長と市民との意見交換会は、自由に意見交換する場だと思う。それを年間の開催数や議事録公開を義務付けたら、意見を述べる人が少なくなり、何も言えなくなってしまうと思う。条例として制度化する必要はないと思うので、不採択でお願いしたい。

○副委員長 他の委員と同じだが、よもやまミーティングの良さは、市長と気軽に話ができる点にあると思うので、不採択でお願いしたい。

○委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (14 : 38)

○委員長 会議を再開する。 (14 : 38)

これより採決する。陳情第16号を採択とすることに反対する委員の起立を求める。

(起立全員)

○委員長 起立全員である。

したがって、陳情第16号は不採択とすることに決定した。

委員長報告

○委員長 以上で、継続審査となっていた陳情の審査は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に御一任願う。

散 会

○委員長 これで総務常任委員会を散会する。

(1 4 : 3 9)

矢板市議会委員会条例第 25 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員会委員長